

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課)

○指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

規則

(障害福祉課)

告 示

○地籍調査事業計画の変更

(地域復興支援課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

指定

(障害福祉課)

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

○道路の区域変更

(道路課)

○道路の供用開始

(同)

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁教育企画室)

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

(選挙管理委員会)

人事委員会

(人事委員会)

ページ

○公開口頭審理の開催

公安委員会

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について

規 則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第五項中「できる」を「でき、第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型

養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第一百一条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第九十六条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く)を行う養護老人ホーム」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

七

七

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に、「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十四第四項」に改め、同条第五項中「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に改める。

第二条の五第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十六第三項」に改める。

様式第三号の六中「定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、

13	障害児(入所・給付)費の請求に関する事項	を
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	

「協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容」に改める。

様式第三号の十中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25」を「第21条の5の26」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成二十五年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「指定等の申請」に改め、同条中「及び法第七十九条第二項の規定による届出」を削る。

第三条の見出しを「指定の変更の申請」に改め、同条中「及び法第七十九条第三項の規定による届出(法第三十七条第一項の規定による指定の申請に関する事項に係るものに限る。)」を削る。

第四条第一項中「及び法第七十九条第三項の規定による届出(前条に規定するものを除く。)」を削り、同条第二項中「及び法第七十九条第四項」を削る。

様式第一号中「 兼 障害福祉サービス事業等開始等届出書」及び「併せて、障害福祉サービス事業等の開始・変更 について、届け出ます。」を削る。

様式第二号中「 兼 障害福祉サービス事業等変更届出書」及び「併せて、障害福祉サービス事業等の変更について、届け出ます。」を削る。

様式第三号中「 兼 障害福祉サービス事業等変更届出書」を削る、「指定内容」を「指定を受けたる事業の内容」に改め、「併せて、障害福祉サービス事業等の変更について届け出ます。」を削る。

6	定款、寄付行為等又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要
8	事業所(施設)の管理者の氏名又は住所
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
11	事業所の相談支援専門員の氏名及び住所
12	主たる対象者
13	運営規程
14	役員名簿
15	介護給付費等の請求に関する事項
16	事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別)
17	併設型における利用定員数又は空床型・単独型における当該施設の入所者の定員
18	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約内容
19	障害者支援施設との連携体制及び支援の体制の概要
20	当該申請に係る事業の開始予定年月日
21	併設する施設の概要
22	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要

6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ※ 定款、高附行為等 ※ 就労継続支援A型のみ
7	事業所（施設）の平面図及び施設の概要
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
11	事業所の相談支援専門員の氏名及び住所
12	主たる対象者
13	運営規程
14	事業所の種別（併設型・空床型・単独型の別）
15	併設型における利用定員数又は空床型・単独型における当該施設の入所者の定員数
16	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類並びにその事業所の名称及び所在地 ※重度障害者等包括支援のみ
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
18	障害者支援施設との連携体制及び支援の体制の概要
19	併設する施設の概要
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
21	

に改める。

様式第四号中「□ 兼 障害福祉サービス事業等再開届出書」及び「併せて、障害福祉サービス等の再開について届け出ます。」を削る。

様式第五号中「□ 兼 障害福祉サービス事業等廃止等届出書」及び「併せて、障害福祉サービス等の廃止・休止について届け出ます。」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

大崎市

二 調査地域

変更前	古川清滝字新町田等七単位区域 古川清滝字山崎等二単位区域 古川斎下字寺前等七単位区域 古川富長字新北田等三十六単位区域（数値情報化）
変更後	古川清滝字新町田等七単位区域 古川清滝字山崎等二単位区域 古川斎下字寺前等七単位区域 古川富長字新北田等八十一単位区域（数値情報化）

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一四〇〇〇八八	社会福祉法人慶和会ヘルパーステーション花いちもんめ東松島市赤井字七反谷地七十三番地の二	重度訪問介護	社会福祉法人慶和会	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南米山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市豊里町川前無番地先から 同市豊里町新田町三三番七地先まで		前	一五・〇 三〇・〇	六五・〇
		後	一五・〇 三五・〇	六五・〇

○宮城県告示第八百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南米山線	登米市豊里町川前無番地先から 同市豊里町新田町三三番七地先まで	平成三十年 九月二十八日

○宮城県告示第八百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
地獄沢	土石流	岩沼市南長谷鍛冶、柴田町大字四日市場字炭釜（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
鍛冶沢	土石流	岩沼市南長谷鍛冶（次の図のとおり）		
根方沢2	土石流	岩沼市南長谷字柳（次の図のとおり）		
猪ノ倉沢2	土石流	岩沼市志賀字猪ノ倉（次の図のとおり）		
猪ノ倉沢3	土石流	岩沼市志賀字猪ノ倉（次の図のとおり）		
猪ノ倉沢4	土石流	岩沼市志賀字猪ノ倉（次の図のとおり）		
長坂沢2	土石流	岩沼市志賀字長坂（次の図のとおり）		

2 北向入沢1	1 北向入沢1	1 鍛冶入沢1	城内沢	山ノ上前沢	館山沢3	館山沢4	五社段の1	地獄沢の1	北原山の1	五社段の4	五社段の3	五社段の2	五社段	荒井前	北原山	上河原	志賀八幡	南長谷	北長谷	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
字女蔵(次の図のとおり)	柴田郡柴田町葉坂字音見坂、字南東、字女蔵(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字鍛冶入、字丁戸、字堤下(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字鍛冶入、字地獄沢(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字上谷、字倉元、字山ノ上前(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡字川端、字館山、字山岸(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡字川端、字館山(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市長岡字北原山(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶、柴田町大字四日市場字炭釜(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字鍛冶(次の図のとおり)	岩沼市三色吉字荒井前(次の図のとおり)	岩沼市長岡字北原山(次の図のとおり)	岩沼市小川字上河原(次の図のとおり)	岩沼市志賀字八幡(次の図のとおり)	岩沼市北長谷字畑堤上西(次の図のとおり)	岩沼市北長谷字古閑山(次の図のとおり)
							次の図のとおり													
							宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城大河原土木 事務所													

丸山の2	三大鳥	野竹内	塩	樋口	内ノ馬場	平城内	地獄沢	西坂元の2	十八津入	岩ノ入	炭釜	丸山沢	清水沢	上台沢12	上台沢11	番谷沢2	宮前沢11	女蔵沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡柴田町海老穴字丸山、字内田沖(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字三大鳥(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字榎木、字江村(次の図のとおり)	柴田郡柴田町入間田字塩(次の図のとおり)	柴田郡柴田町入間田字樋口(次の図のとおり)	柴田郡柴田町入間田字内ノ馬場(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字平城内(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字地獄沢(次の図のとおり)	柴田郡柴田町成田字坂元(次の図のとおり)	柴田郡柴田町本船迫字十八津入(次の図のとおり)	柴田郡柴田町本船迫字岩ノ入(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜・丸山・下山根(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜・下山根(次の図のとおり)	柴田郡柴田町上川名字清水、字館山、字下沢、字竹ノ花、字四軒屋道上(次の図のとおり)	柴田郡柴田町入間田字下台、字坊下、字上台、字番谷、字新田(次の図のとおり)	柴田郡柴田町入間田字番谷、字坊下、字下台(次の図のとおり)	柴田郡柴田町葉坂字惣代、字大橋(次の図のとおり)	柴田郡柴田町葉坂字女蔵、字南東(次の図のとおり)		

金谷	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町入間田字金谷（次の図のとおり）
神ノ前の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船迫字神ノ前（次の図のとおり）
朴木	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船迫字朴木（次の図のとおり）
上泥田の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船迫字上泥田（次の図のとおり）
山岸	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船岡字山岸、字館山（次の図のとおり）
海老沢	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町海老穴字海老沢（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
猪ノ倉沢	土石流	岩沼市志賀字猪ノ倉（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
塩ノ入沢	土石流	岩沼市志賀字下塩ノ入（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
館山沢	土石流	柴田郡柴田町船岡字川端、字館山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
館山沢2	土石流	柴田郡柴田町船岡字川端、字館山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
2 鍛冶入沢1	土石流	柴田郡柴田町成田字鍛冶入、字丁戸（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
宮前沢1・2	土石流	柴田郡柴田町葉坂字惣代、字大橋、字宮橋（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
古内沢	土石流	柴田郡柴田町入間田字古内、字豊橋、字宮下前、字古内前（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

鬼石沢	土石流	柴田郡柴田町大字四日市場字丸山・炭釜・下山根、大字南長谷字山小屋（次の図のとおり）
-----	-----	---

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の平成二十九年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東松島市赤井寺二十九番一、三十番七、二百十九番、二百二十番
 東松島市大曲字堺堀百二十五番地二 リナツ シェンテ参番館百五

新田 拓也

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東松島市大曲字権石工門下九十二番三
 東松島市矢本字上河戸二百八十八番地七 コン

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

フオート菅原C

小野 光洋

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年九月二十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報ネットワーク(SWAN)無線機器等整備(第二期)及び貸借等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年八月二十一日
- 四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二番七十号
- 五 落札金額 三億九百九十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年七月十日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人静和会特別養護老人ホームみやま荘の項中「同 郡同 町高瀬字合戦原一一番地の一一」を「同 郡山元町高瀬字合戦原一一番地の一一」に改め、同項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム第二みやま荘 同 郡同 町高瀬字合戦原一〇〇番地四〇

附 則

この告示は、平成三十年九月二十八日から施行する。

人事委員会

○元宮城県気仙沼向洋高等学校勤務只野浩二に対する平成二十九年十月十四日付け分限処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成三十年九月二十八日

宮城県人事委員会

- 一 日時 平成三十年十一月七日 午後二時
 - 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 傍聴券の交付は、審理延入口において先着二十名限り交付します。
なお、傍聴者の入場は、午後一時三十分からです。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百三十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により、次のとおり実施する。
平成三十年九月二十八日

宮城県公安委員会

- 一 実施日時
 - (一) 講習 平成三十年十二月十七日(月)及び同月十八日(火)の二日間
各日午前八時四十五分から午後五時まで
 - (二) 修了考査 平成三十年十二月二十五日(火) 午前九時から午前十時まで
- 二 実施場所
 - (一) 講習 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目三番一号 パレス宮城野
 - (二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習申込書 一通

駐車監視員資格者講習申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成三十年十一月一日（木）から同月三十日（金）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日という。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

(二) 申込期間

平成三十年十一月一日（木）から同月三十日（金）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、平成三十年十一月三十日までの消印のあるものに限りに受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了審査終了後、当該修了審査会場において、合格者の受講番号を掲示す

る。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了審査（二時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（九千九百円）が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を四十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

七 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 〇二二二二二二一七七一 内線五一四三